

道路交通情報提供業務委託に係る埼玉県公安委員会の認定審査について

1 概要

道路交通法（昭和35年法律第105号、以下「法」という。）第109条の2第2項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号、以下「規則」という。）第38条の7第2項の規定により、交通情報の提供に係る事務については、道路の交通に関する情報を提供することにより、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人で、交通情報の提供に係る事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると埼玉県公安委員会が認めるものに業務委託しています。

そのため、別途行われる令和8年度道路交通情報提供の業務委託契約において契約を行おうとする者は、下記に示す手続きにより所定の審査を受け、交通情報の提供を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するという埼玉県公安委員会の認定を受ける必要があります。

2 委託業務の内容

道路交通情報提供の業務委託内容は次のとおりです。

(1) 提供する交通情報の種類

ア 基礎情報

- (ア) 道路の構造に関する情報
- (イ) 道路工事に関する情報（工事期間1週間以上）
- (ウ) 道路の危険箇所に関する情報
- (エ) 長期の交通規制に関する情報

イ 一般情報

- (ア) 交通渋滞に関する情報
- (イ) 交通事故、事故に関する情報
- (ウ) 道路工事に関する情報（工事期間1週間未満）

ウ 緊急情報

台風、降雪等その他異常気象又は災害に関する情報及びこれらにかかる交通規制に関する情報

エ 案内情報

- (ア) 観光地、催物等に関する情報
- (イ) ルート情報（キロ程、所要時間）
- (ウ) 道路交通に大きな影響を与える行事等に関する情報
- (エ) 交通安全運転のPR

オ 交通公害情報

大気汚染にかかる緊急時の予報、注意報、警報及び重大緊急報の発令、解除並びに公害の発生地、措置状況等に関する情報

(2) 事務委託の内容

収集、整理した情報は、各種広報媒体を通じて積極的に提供、又は問い合わせに資するものとし、正確かつ適切な情報の提供に努めるとともに、提供業務の実施結果を記録し報告するものとする。

ア ラジオでの交通情報提供

- (ア) 放送用回線を確保している各放送局のラジオにより、交通情報の放送を行うものとする。

ただし、放送局の都合により、やむを得ず放送の時間変更又は中止されたときは、この限りではない。

- (イ) 交通情報の定時放送以外に臨時放送又は原稿提供による放送局への放送依頼等を行い、より多くの交通情報の提供に努めるものとする。

イ 電話での照会に応じた交通情報提供

- (ア) 電話での照会内容を的確に把握した上で提供を行うものとする。

- (イ) 勤務員が放送業務に従事している場合や他の電話照会に応じている場合、及び勤務時間外は、自動応答装置により、各種交通規制、道路規制に関する交通情報の提供や、直接応答の時間帯等の案内を行うものとする。

ウ その他委託者が必要と判断した交通情報の提供等

3 公安委員会の認定基準及び認定審査手続き

(1) 認定基準

別添 1 のとおり

(2) 認定審査手続等

別添 2 のとおり

4 認定までの流れ

